

令和4年度 ネイティブ英語教員 採用選考募集要項

【選考の目的】

大阪府教育委員会では、グローバル化に対応した英語教育に取り組む高等学校にネイティブ英語教員を配置し、各校の英語4技能に対応した授業づくりと、授業を担える教員の育成をすすめるため、ネイティブ英語教員の採用選考を実施します。

【ネイティブ英語教員の概要】

- 府立高等学校英語教員として高度な言語活動を含めた4技能統合型授業の実施。
- 教材作成のスキルや指導のノウハウを他の英語科教員と共有する。
- 分掌業務やクラブ顧問など、教員としての業務全般を担当。
- 任期の定めのない教員として任用。(定年まで雇用。)
- 給与は、大学卒業者が月額約245,000円、修士課程修了者が月額約267,000円で、経歴等に応じて加算。(これらの月額は、人事委員会勧告などを踏まえて変更される場合があります。)
- 教員免許の有無や国籍不問。

1 出願期間・選考日程

出願期間	令和3年7月1日(木) 午前9時00分から 令和3年8月25日(水) 午後6時00分まで
選考日	【1次選考】 令和3年9月20日(月・祝) 【2次選考】 令和3年10月9日(土) 令和3年10月10日(日) ※2次選考は、上記日程のいずれか1日を指定します。 ※出願者多数の場合や、自然災害等により上記日程での実施が困難である場合には、他に選考日を設けることがあります。

※ 日時は日本時間で表示しています(海外在住の方はご注意ください)。

2 募集人数

10名程度

3 職務内容

大阪府公立学校教員として、高度な言語活動を含めた4技能統合型授業を行うとともに、クラブ顧問や分掌業務など、教員としての業務全般を担当する。研究授業や教科会議などの機会を利用し、教材や指導のノウハウを配置校の英語教員に普及していく。公開授業などの機会を通じて、他校にも指導実践を発信する。

4 受験資格

昭和37年4月2日以降に生まれた方で、次の①から④の要件をすべて満たしていること。

- ① 英語を母国語又は公用語とする国において、大学又は大学院（短期大学を除く。）を卒業（修了）し、学士以上の学位を取得していること。
- ② 令和3年3月31日までに、以下の教育関連機関での勤務経験が通算3年以上（実勤務月数として36月以上、休職期間は含まない。）であること。

なお、いずれも週10時間以上、英語の指導をしたものに限る。

a) 学校教育法第1条に規定する高等学校（外国語指導助手含む。）

※学校教育法第1条に規定する中等教育学校及び同法第71条に規定する併設型中高一貫校に勤務していた場合、高等学校で授業を担当していた期間においては、中等教育学校前期課程や附属の中学校での授業数も週あたり授業数に含め、勤務経験を算出することができる。ただし、中高一貫校であっても、前期課程・中学校の授業のみを担当していた期間については、勤務経験の対象としない。

b) 学校教育法第1条に規定する大学（助教、助手、講師等）

c) 企業（語学学校を含む。英語教授法に関する資格を持ち、高校生、大学生もしくは社会人に英語を指導したものに限る。）

※英語教授法に関する資格とは次のもの等をいう。

TEFL、TESL、TESOL、CELTA、DELTA

d) 日本以外の国にある教育施設

※英語を母国語若しくは公用語とする国、又は英語を母国語若しくはは公用語としない国の高等学校、大学、語学学校（高校生、大学生もしくは社会人に英語を指導したものに限る。）の勤務経験を対象とする。

【参考例】

例1) 高等学校で外国語指導助手として3年勤務。

例2) 高等学校で外国語指導助手として1年勤務、大学の外国語教科の助手として2年。あわせて通算3年勤務。

※各種勤務経験に関する在職証明書（職種、業務内容、勤務期間、週当たりの英語の指導を行った時間数の記載があるもの。）原本の提出が必要です。

(大阪府教育委員会での任用に関する在職証明書の提出は不要です。また、P. 2「4 受験資格」の②のcに該当する場合には、在職証明書と併せて英語教授法に関する資格を証する書類の写しの提出も必要です。) 詳しくは、P.5の「5 受験資格にかかる書類の提出について」をご覧ください。

- ③ 文部科学省が作成した「各資格・検定試験とCEFRとの対照表」において、記載されている各種英語試験での、CEFR C1以上のスコア証明書を有していること(別添資料参照。ただし、ケンブリッジ英語検定及び実用英語技能検定試験については1次選考試験までに受験したもの、それ以外の各資格・検定試験については、平成31年4月1日から1次選考試験までに受験したものに限る。)

※各種英語試験のスコア証明書の提出が必要です。詳しくは、P.5の「5 受験資格にかかる書類の提出について」をご覧ください。

注1：大阪府教育委員会が任用する大阪府外国語(英語)指導員(NET)については、上記の各種英語試験のスコア取得時から出願期間最終日に至るまで継続してその職にある場合、その英語試験の受験日を不問とする。

- ④ 地方公務員法第16条、学校教育法第9条及び教育職員免許法第5条第1項の各号に該当しないこと。

※高等学校教諭免許状「外国語(英語)」をお持ちでない方は、特別免許状を取得する必要があります。特別免許状についてはP.11「10 特別免許状の取得に係る手続き等」を参照してください。

- ⑤ 平成11年改正前の民法の規定による準禁治産の宣告を受けている者(心身耗弱を原因とするもの以外)に該当しないこと。

【参考】

地方公務員法

第16条 次の各号のいずれかに該当する者は、条例で定める場合を除くほか、職員となり、又は競争試験若しくは選考を受けることができない。

- 1 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- 2 当該地方公共団体において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
- 3 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあつて、第60条から第63条までに規定する罪を犯し刑に処せられた者
- 4 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

学校教育法

第9条 次の各号のいずれかに該当する者は、校長又は教員となることができない。

- 1 禁錮以上の刑に処せられた者

- 2 教育職員免許法第10条第1項第2号又は第3号に該当することにより免許状がその効力を失い、当該失効の日から3年を経過しない者
- 3 教育職員免許法第11条第1項から第3項までの規定により免許状取上げの処分を受け、3年を経過しない者
- 4 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

教育職員免許法第5条第1項

第5条 普通免許状は、別表第1、別表第2若しくは別表第2の2に定める基礎資格を有し、かつ、大学若しくは文部科学大臣の指定する養護教諭養成機関において別表第1、別表第2若しくは別表第2の2に定める単位を修得した者又はその免許状を授与するため行う教育職員検定に合格した者に授与する。ただし、次の各号のいずれかに該当する者には、授与しない。

- 1 18歳未満の者
- 2 高等学校を卒業しない者（通常の課程以外の課程におけるこれに相当するものを修了しない者を含む。）。ただし、文部科学大臣において高等学校を卒業した者と同等以上の資格を有すると認められた者を除く。
- 3 禁錮以上の刑に処せられた者
- 4 第10条第1項第2号又は第3号に該当することにより免許状がその効力を失い、当該失効の日から3年を経過しない者
- 5 第11条第1項から第3項までの規定により免許状取上げの処分を受け、当該処分の日から3年を経過しない者
- 6 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

地方公務員法 附則（平成11年12月8日法律第151号）

第3条 民法の一部を改正する法律（平成11年法律第149号）附則第3条第3項の規定により従前の例によることとされる準禁治産者及びその保佐人に関するこの法律による改正規定の適用については、次に掲げる改正規定を除き、なお従前の例による。

学校教育法 附則（平成11年12月8日法律第151号）

第3条 民法の一部を改正する法律（平成11年法律第149号）附則第3条第3項の規定により従前の例によることとされる準禁治産者及びその保佐人に関するこの法律による改正規定の適用については、次に掲げる改正規定を除き、なお従前の例による。

民法の一部を改正する法律 附則（平成11年法律第149号）

第3条 旧法の規定による禁治産の宣告は新法の規定による後見開始の審判と、当該禁治産の宣告を受けた禁治産者並びにその後見人及び後見監督人は、当該後見開始の審判を受けた

成年被後見人並びにその成年後見人及び成年後見監督人とみなす。

2 旧法の規定による心神耗弱を原因とする準禁治産の宣告は新法の規定による保佐開始の審判と、当該準禁治産の宣告を受けた準禁治産者及びその保佐人は当該保佐開始の審判を受けた被保佐人及びその保佐人とみなす。

3 前項に規定する準禁治産者以外の準禁治産者及びその保佐人に関する民法の規定の適用については、第846条、第974条及び第1009条の改正規定を除き、なお従前の例による。

5 受験資格にかかる書類の提出について

次の書類を提出してください。なお、次の書類の提出ができない場合は、受験資格及び選考を受験し得た一切の資格を失います。

①各種勤務経験に関する在職証明書（職種、業務内容、勤務期間、週当たりの英語の指導を行った時間数の記載があるもの）の原本

※大阪府教育委員会での任用に関する在職証明書の提出は不要です。

また、P.2「4 受験資格」の②のcに該当する場合には、在職証明書とあわせて英語教授法に関する資格を証する書類の写しの提出も必要です。

⇒第2次選考試験当日までに、必ず提出してください。1次選考試験会場での提出や郵送による提出（P.12に記載の出願先あて）も可能です。

②各種英語試験のスコア証明書（文部科学省が作成した「各資格・検定試験とCEFRとの対照表」に示されている英語試験に限る）の写し

※ケンブリッジ英語検定及び実用英語技能検定試験については1次選考試験までに受験したもの、それ以外の各資格・検定試験については、平成31年4月1日から1次選考試験までに受験したものに限ります。

⇒・出願時に、出願書類とあわせてスコア証明書コピー（スコア証明書を表示したインターネットの画面のコピーでも可）を提出してください。

・出願時にスコアの証明書が入手できない場合は、出願書類と併せて申込みをした英語試験の受験票の写しを提出してください。

・スコアは1次選考試験までに受験したものに限ります。1次選考試験後に受験したものは認められません。必ず1次選考試験までに受験してください。

・スコア証明書の入手後は、すみやかにメールで提出してください。第2次選考試験当日までに、必ず提出してください。

6 選考方法

【1次選考】

- 書類選考（受験資格：P.2「4 受験資格」を参照してください。）
- 課題作文（使用言語：日本語）

〔主な評価の観点〕

- ・教員として必要な日本語能力（読む・書く）を備えているか。
- ・教員としてふさわしい物事に対する見方、論理的思考力を備えているか。

【2次選考】

- 面接・模擬授業等による選考

ア 個人面接A（使用言語：日本語）

〔主な評価の観点〕

- ・教員として必要な日本語能力（聞く・話す）を備えているか。
- ・社会人としての望ましい態度であるか。
- ・望ましい対人関係を築ける資質を備えているか。
- ・学校教育を取り巻く状況や課題を理解しているか。

イ 個人面接B（使用言語：日本語）

「賛成」・「反対」と意見が二分されるテーマについて、いずれかの立場で意見を述べ、面接官とディスカッションする。

〔主な評価の観点〕

- ・教職について理解し、意欲をもって取り組む姿勢はあるか。
- ・教育を取り巻く状況や課題を理解しているか。
- ・論理的説明力を備えているか。

ウ 集団ディスカッション（使用言語：日本語・英語）

〔主な評価の観点〕

- ・教職について理解し、意欲をもって取り組む姿勢はあるか。
- ・教育を取り巻く状況や課題を理解しているか。
- ・論理的説明力を備えているか。
- ・英語教育に関する専門的な知識を身に付けているか。

エ 模擬授業（使用言語：英語）

生徒役の面接官を相手に模擬授業を実施。授業の導入・展開・まとめを構成し授業を行う。授業形態については、講義形式・ペア学習・グループ学習などの複数の授業スタイルを取り入れること。

（題材例）

4技能統合型の言語活動 等

〔主な評価の観点〕

- ・生徒の意欲を高め、関心を引き付けられるか。
- ・生徒に対して適切な言葉で理解させようとしているか。
- ・教員として必要な教科（科目）の専門的な知識を備えているか。
- ・ネイティブ英語教員としてふさわしい英語力、指導力を備えているか。

※平成27年4月以降、SET（Super English Teacher）として3年間勤務された方については、「イ 個人面接B」及び「エ 模擬授業」に替えて、府立学校長の評価（勤務最終年度及び前年度のものを）活用することができます。この場合、イ及びエの受験は不要となります。（出願時に選択できます。）

7 出願方法

電子申請（インターネット）でのみ受け付けます。郵送及び持参による受付は行いません。

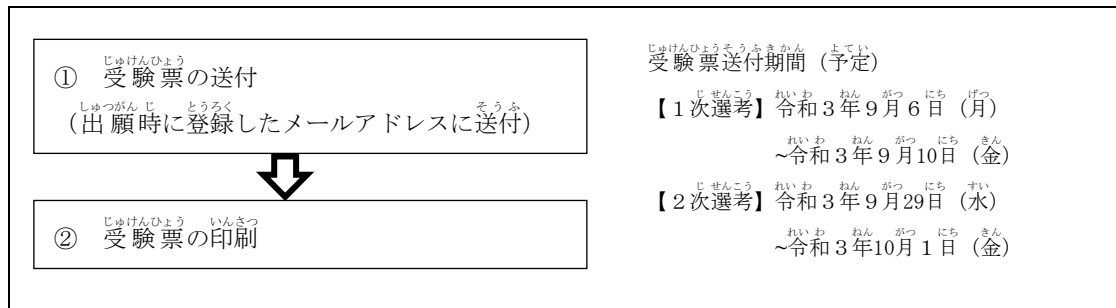
<p>出願 期間</p>	<p>令和3年 7月 1日（木）午後9時00分から 令和3年 8月 25日（水）午後6時00分まで 出願期間終了間際はアクセスが集中し、手続きを完了できない恐れがありますので、余裕を持って手続きしてください。出願期間内に申し込み手続きを完了しなかった場合、いかなる理由があっても受付しません。</p>
<p>出願 方法</p>	<p>大阪府ネイティブ英語教員採用選考のホームページ (http://www.pref.osaka.lg.jp/kyoshokuin/nativeteacher/index.html)</p>
	<p><u>受験申込み</u></p> <div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="width: 45%;"> <p>① 申込者IDの取得 (メールアドレス・パスワードの入力)</p> <p>↓</p> <p>② 申込者ID認証 (申込者ID・パスワードでログイン)</p> <p>↓</p> <p>③ 受験申込み(申込内容の入力)</p> <p>↓</p> <p>④ 受験申込み完了</p> </div> <div style="width: 50%;"> <p>登録したメールアドレスに「申込者IDのお知らせ」のメールを送信します。また、受験に関する重要な通知等をメールで送信します。</p> <p>申込者ID・パスワードは再発行できません。出願時や受験票入手する際に必要となりますので、必ず確認し、保管しておいてください。</p> <p>申込内容は画面を印刷するなど、出願後に確認できるようにしておいてください。</p> <p>受験申込み完了時には「申込みが完了しました。」と画面表示されるとともに、①で登録したメールアドレスに「申込み内容到達のお知らせ」のメールが送信されます。</p> </div> </div>

※ 日時は日本時間で表示しています（海外在住の方はご注意ください）。

※ 文部科学省が作成した「各資格・検定試験とCEFRとの対照表」において、記載されている各種英語試験での、CEFR C1以上のスコア証明書（ただし、ケンブリッジ英語検定及び実用英語技能検定試験については1次選考試験までに受験したもの、それ以外の各資格・検定試験については、平成31年4月1日から1次選考試験までに受験したものに限り）が必要です。詳しくは、P.5の「5 受験資格にかかる書類の提出について」をご覧ください。

※ パスワードは、受験票・選考結果を交付する際にも必要です。必ず確認し保管しておいてください。

8 受験票の交付



- (1) 受験票 (PDF形式のファイル) をEメールで送信します。上記期間にEメールが届かない場合や受験票がダウンロードできない場合は、1次試験については、令和3年9月17日(金)午後6時00分までに、2次試験については、令和3年10月8日(金)午後6時00分までに、P. 12の問い合わせ先に問い合わせてください。
- (2) メールを受信を制限している場合は、「@gbox.pref.osaka.lg.jp」からのメールを受信できるようにしてください。出願者個人の受信設定によりメールが届かない場合については対応できません。
- (3) 出願後に住所、氏名、メールアドレスに変更があった場合は、メール、ハガキ又は封書により連絡してください。送付先はP. 12の問い合わせ先と同じです。また、P. 8に記載のホームページから、メールアドレスの変更手続きを行ってください。
- (4) 受験票には、写真や結果通知書郵送用切手を貼付し、指定欄に自署の上、各テスト当日に持参してください。切手は日本国内の場合は94円、海外の場合は各自必要な金額を、過不足なく添付してください。
- (5) プリンターをお持ちでない方は、コンビニエンスストアのプリントサービス等を利用するなど、各自で印刷してください。
- (6) 選考の日時・集合時刻・選考会場などの詳細は、受験票で通知します。出願状況などにより日時を変更することがありますので、必ず受験票の内容を確認してください。また、いかなる理由があっても、日時・集合時刻・選考会場の変更は認めません。

9 選考日時・選考会場

選考会場・集合時刻・携行品などの詳細は、受験票で通知します。

選考日	<p>【1次選考】 令和3年 9月 20日 (月・祝)</p> <p>【2次選考】 令和3年 10月 9日 (土)</p> <p>令和3年 10月 10日 (日)</p> <p>※2次選考は、上記日程のいずれか1日を指定します。</p> <p>※出願者多数の場合や、自然災害等により上記日程での実施が困難である場合には、他に選考日を設けることがあります。</p>
選考会場	大阪府庁舎等

- ※ 選考会場までの交通費は自己負担です。
- ※ 日時は日本時間で表示しています (海外在住の方はご注意ください)。

10 選考結果の発表

<1次選考>

発表時期	令和3年 9月 29日 (水) (予定)
発表方法	<p>[本人通知]</p> <p>本人あてに合否を郵送で通知します。</p> <p>[インターネット]</p> <p>合格者の受験番号を下記ホームページに午前10時に掲示します。</p> <p>http://www.pref.osaka.lg.jp/kyoshokuin/nativeteacher/index.html</p>

<2次選考 (最終結果)>

発表時期	令和3年 11月 5日 (金) (予定)
発表方法	<p>[本人通知]</p> <p>本人あてに合否を郵送で通知します。</p> <p>[インターネット]</p> <p>合格者の受験番号を下記ホームページに午前10時に掲示します。</p> <p>http://www.pref.osaka.lg.jp/kyoshokuin/nativeteacher/index.html</p>

- ※ 日時は日本時間で表示しています (海外在住の方はご注意ください)。

1 1 特別免許状の取得に係る手続き等

(1) 特別免許状について

特別免許状は、教員免許状を有していない方であっても、担当する教科に関する専門的な知識経験又は技能を有すると認められた場合に取得できる免許状です。

一般的な免許状（以下「普通免許状」）がすべての都道府県で効力を有するのに対して、特別免許状は取得された都道府県においてのみ有効ですが、有効期間（10年間）及び教科指導等ができる範囲は普通免許状と変わりありません。

(2) 特別免許状の取得に係る手続きについて

今回の特別免許状は、「ネイティブ英語教員採用選考」の合格決定後、採用選考の内容及び、教育職員免許法の規定に従って取得していただきます。採用には特別免許状の取得が条件となります。取得手続きの詳細については、別途、採用選考の合格者にお知らせします。

教育職員免許法第5条（抜粋）

第3項 特別免許状は、教育職員検定に合格した者に授与する。（略）

第4項 前項の教育職員検定は、次の各号のいずれにも該当する者について、教育職員に任命し、又は雇用しようとする者が、学校教育の効果的な実施に特に必要があると認める場合において行う推薦に基づいて行うものとする。

- (1) 担当する教科に関する専門的な知識経験又は技能を有する者
- (2) 社会的信望があり、かつ、教員の職務を行うのに必要な熱意と見識を持つている者

1 2 採用までの手続き

○ ネイティブ英語教員採用選考合格後（高等学校（英語）教諭免許状を所有されていない方で特別免許状の授与を受ける方は、授与手続き後）、採用手続きに必要な書類を指定する期日までに提出していただきます。そのうえで、資格要件を満たしている方については、令和4年4月1日に採用します。

※ 採用に向けて、説明会や資料送付による自主研修を予定しています。（詳細については、別途、合格者に対してお知らせします。）

※ 採用前に指定診療所で健康診断を受診していただきます。

1 3 採用

○ 日本国籍を有する方は教諭に、日本国籍を有しない方は任用の期限を付さない常勤講師（職名は教諭（指導専任）とします。）に任用されます。ただし、採用時に従事可能な在留資格がない場合は採用しません。なお、在留資格等の取得について

は、ご自身での手続きが必要となります。

- 職員の定年等に関する条例に基づく定年退職日のほか、任期の定めはありません。
- 資格要件を満たしていない場合や、採用するに相応しくない非違行為が判明した場合には採用しない場合があります。なお、事実確認の必要が生じた場合には、本人等に照会します。
- 府立学校において、グローバル化に対応するための4技能に特化した英語教育に取り組んでいただきます。

※ 採用手続き及び採用後の諸手続き（宣誓、任命、研修等）及び学校での職員会議、評価面談等の学校運営業務は、すべて日本語で行います。

1.4 給与及び勤務条件

- 一般教員と同じ給与及び勤務条件となります。
- 地方公務員の採用は、臨時的任用又は非常勤職員の任用の場合を除き、すべて条件附の採用となります。教員は、採用から1年間は条件付き採用であり、その間にその職務を良好な成績で遂行したときに正式採用となります（地方公務員法第22条第1項および教育公務員特例法第12条第1項）。
- 初任給は、令和3年4月1日採用者で、大学卒業者が月額約245,000円、修士課程修了者が月額約267,000円です。これらの月給は、給料+教職調整額（給料の4%）+地域手当（給料+教職調整額の11%）+義務教育等教員特別手当の合計額です。これらの月額は、人事委員会勧告などを踏まえて変更される場合があります。
また、経歴、その他に応じて一定の基準により加算されます。このほか、扶養手当、住居手当、通勤手当、期末手当・勤勉手当等の諸手当が、条件に応じて支給されます。
- 勤務時間は、午前8時30分から午後5時00分までです。ただし、学校によって若干異なる場合があります。

【出願先・問い合わせ先】

〒540-8571（府庁専用郵便番号のため住所記入不要）

大阪府教育庁 教職員室 教職員人事課 府立学校人事グループ

電話 06-6941-0351（代表） 内線：6893

MAIL kyoshokuin-g08@sbox.pref.osaka.lg.jp

※問い合わせについては原則メールでお願いいたします。